

地方自治法（昭和22年法律第67号、以下同じ。）第242条第1項の規定による住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、同条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

2026年（令和8年）6月24日

藤沢市監査委員	中川隆
同	岸本寛之
同	石井世悟
同	友田宗也

第1 監査の結果

本件請求について、請求人の主張には理由がないと認めます。

第2 請求の受付

下記請求人からの本件請求は、地方自治法第242条所定の要件を具備したものと認め、下記收受日付けでこれを受理しました。

請求人 （略）

收受日 2026年（令和8年）4月27日

第3 請求の要旨（監査対象事項）

1 本件請求の要旨

(1) 請求の趣旨

藤沢市民会館の外壁に制作された壁画（以下「本件壁画」という。）について、次のとおり求める。

ア 壁画の設置又は設置許可に係る行政財産の管理行為が、違法又は不当な財務会計行為に該当するか監査を行うこと。

イ 違法又は不当と認められる場合は、必要な措置を講ずるよう市長に勧告すること。

ウ 将来、同種の行政財産使用許可において適正な審査が確保されるよう必要な措置を講ずること。

(2) 事案の内容

2025年（令和7年）11月に壁画制作イベントが開催され、解体予定の藤沢市民会館外壁に高さ約24m、横幅約16m、面積約380㎡の本件壁画が制作された。これは、一般社団法人A（以下「法人A」という。）が主体となり、法人A創立60周年記念イベント（法人A主催）の一環で制作された可能性がある。

(3) 違法又は不当な財務会計上の行為・怠る事実

- ア 本件壁画が、藤沢市屋外広告物条例でその設置が許容されていない屋外広告物に該当する場合は違法である。(理由①)
- イ 本件壁画制作において、行政財産の目的外使用許可の手続がとられていなければ違法である。(理由②)
- ウ 本件壁画の設置につき、法人Aから使用料を取らずに無償使用させていれば、適切な使用料を徴収しない不当な怠る事実がある。(理由③)
- エ 本件壁画制作が法人Aの寄附又は寄附的事業として行われている場合、寄附受入手続がとられていなければ違法である。(理由④)

2 監査対象事項の決定

請求書に記載された請求内容から、本件壁画の制作が藤沢市屋外広告物条例の違反、行政財産の管理を怠る事実等に該当するか否かを監査対象事項としました。

3 監査対象課

生涯学習部文化芸術課を監査対象課としました。

第4 証拠の提出及び陳述の機会

監査委員は、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、次のとおり、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けるとともに、監査対象課職員からの陳述の聴取を行いました。

1 請求人提出証拠

監査委員が2026年(令和8年)6月5日までに請求人から提出を受けた証拠は以下のとおりです。

- (1) 本件壁画写真
- (2) 建物位置図及び事業の範囲
- (3) 事業の一部及び広告物の例
- (4) 藤沢市屋外広告物条例抜粋(別表2(9条関係)・商業系許可地域)
- (5) 藤沢市発表資料(2025年10月31日)及び法人Aホームページ掲載コンテンツより抜粋
- (6) 「法人Aのアナウンス(抜粋)」と題する書面
- (7) 行政文書公開一部承諾決定通知書の写し

2 請求人からの陳述の聴取

監査委員は、2026年(令和8年)6月5日に請求人から陳述を聴取しました。

請求人が陳述した内容は、おおむね以下のとおりです。

- (1) 行政財産使用許可に関する文書の有無やその内容の判断過程をチェックしてもらいたい。

- (2) 財務的な観点で、使用料の徴収をしなくてよかったのか、ほかの事業者が大きな広告を出したいという場合の考慮などの公平性、そのほか手続や公益性の観点からも見てもらいたい。
- (3) インターネット上の法人Aの広報のページで、自分たちが主催者として実施するとの広告が出ており、事業構造が分からないので、整理していただきたい。

3 監査対象課職員からの陳述の聴取

監査委員は、2026年（令和8年）6月5日に監査対象課職員から陳述を聴取しました。

監査対象課職員が陳述した内容は、おおむね以下のとおりです。

- (1) 本事業は、市が主体となって企画・実施した藤沢市民会館休館記念事業の一環で、行政財産を第三者に使用させる目的外使用許可に該当しない。
- (2) 本事業の壁画は、景観担当部局と公式な協議を行い、市民参加型の休館記念事業として行われること及び本市のまちづくりの歴史と特徴的な風土を表現するものとして、公益上必要と認められるとの判断を得ている。
- (3) 協力団体からの足場や消耗品の提供は、市が恒久的な財産を取得する性質のものではないため、受け入れ手続が必要な寄附には該当しない。
- (4) 本事業は、本市が主体となって壁画の色彩、デザインのコンセプト及びスケジュールを決定し、協力団体からは実務面での支援を得る公民連携の形態を選択している。
- (5) 文化芸術課で休館イベントとして壁画アートを考えていたところ、令和6年12月に法人Aから法人A創立60周年記念イベントの企画案が持ち込まれ、壁画アートの部分で方向性が一致し、協力して行うことになった。役割分担としては、法人Aが足場やペンキ等の手配を、文化芸術課は学芸員によるアーティストの選定、屋外広告物条例に抵触するかの確認を行うことになった。
- (6) 今回の壁画制作イベントについて、一般公募を行い協力していただく団体を広く募る手法もあったが、市が単独で実施することを考えていた。そのような状況の中、法人Aから話があり、目指す方向性が一緒で、足場やペンキ等の材料費を負担していただける内容であったので、法人Aをパートナーとする判断を行った。

4 その他、監査委員が判断根拠とした書類

- (1) 2025年9月10日起案「市民会館休館イベント壁画制作について」の決裁文書及び別紙書面
- (2) 2025年（令和7年）10月10日付け「藤沢市屋外広告物条例第8条における取り扱いについて（依頼）」及び別紙書面並びにこれに対する2025年（令和7年）10月17日付け「藤沢市屋外広告物条例第8条における取り扱いについて（回答）」

- (3) 2025年(令和7年)11月11日起案「令和7年度アーティストプラットフォームの実施について(B高等学校)」の決裁文書及び別紙書面
- (4) 市民会館壁画制作支出内訳及び請求書

第5 監査結果の理由(認定した事実及び判断)

1 事実関係

請求人からの提出証拠及び請求人の陳述、監査対象課職員の陳述並びに監査委員の調査から、次の事実が認められます。

- (1) 監査対象課において藤沢市民会館休館前のイベント等を検討する中、外壁に壁画を制作する案がいくつかの候補の中の1つとして立案されていたところ、2024年(令和6年)12月に法人Aの幹事から、60周年記念イベントの企画案が持ち込まれ、壁画アートの部分で方向性が一致し、壁画を制作するイベントを市と法人Aとの協働事業で行うこととなった。
- (2) 2025年(令和7年)4月18日以降、市担当職員と法人A担当者等で「法人A協働市民会館休館イベント」として打合せを重ね、協働事業の内容を具体化していった。
- (3) 監査対象課は、2025年(令和7年)9月10日、市民参加型の本件壁画制作を含む法人Aとの協働事業を同年10月下旬から12月初旬までに実施する旨の「市民会館休館イベント壁画制作について」につき、課内の決裁手続により、その承認を行った。
- (4) 監査対象課は、2025年(令和7年)10月10日、街なみ景観課長宛てに「藤沢市屋外広告物条例第8条における取り扱いについて(依頼)」を提出して、本件壁画制作が同条例に適合するかどうかの見解を求めた。
街なみ景観課長は、2025年(令和7年)10月17日、監査対象課宛てに「藤沢市屋外広告物条例第8条における取り扱いについて(回答)」を提出して、次のとおり回答した。
 - ア 本件壁画制作を計画している場所は、藤沢市屋外広告物条例第9条に定める商業系許可地域に該当するところ、表示面積30㎡以下、高さ10m以下とする基準(同条例別表第2(第9条関係))を超えた本件壁画は、許可基準に適合していない。
 - イ しかし、本件壁画制作には次の事情により「公益上必要」と認められることから、藤沢市屋外広告物条例第8条の適用除外に該当するため、実施が可能である。
 - (ア) 市民参加型の休館記念事業として行われること。
 - (イ) 表示しようとするものが本市のまちづくりの歴史と特徴的な風土を表現するものであること。
- (5) 監査対象課は、2025年(令和7年)11月11日、本件壁画の仕上げとなる共同制作を通じたアーティストと市内学校の生徒との交流を促すアウトリーチ事業を同月24日に実施する旨の「令和7年度アーティストプラットフォームの実施について(B高等学校)」につき、課内の決裁手続により、

その承認を行った。

- (6) 2025年(令和7年)11月22日、市内の子ども達らが参加して本件壁画制作ワークショップが実施され、同月24日にB高等学校の生徒が参加したアーティストプラットフォームが実施された。また、法人Aは、インターネット上において、同月24日、「法人Aは、創立60周年を記念して、市民会館を舞台に『まちの魅力をアートで表現する』事業を開催しました。」「子どもたちと一緒に壁画アートと柱アートを制作しました。」という表現で本件壁画制作を含むイベント事業の実施報告を行った。
- (7) 本件壁画制作における事業費は、総額1,304,917円であったところ、市は、そのうちアーティストへの報償金及びイベントでの材料費として580,287円を支出した。その他の費用は、協働事業の協力団体である法人Aが支出している。

2 本件請求に対する判断

以上を踏まえ、監査委員は、全員一致で次のとおり判断しました。

(1) 本件請求の理由① 藤沢市屋外広告物条例の適合性

ア 屋外広告物とは、屋外で、常時又は一定の期間継続して、公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの(広告物を掲出する物件を含む。)をいうところ、本件壁画は屋外広告物に該当するから、表示面積30㎡以下、高さ10m以下とする基準(藤沢市屋外広告物条例別表第2(第9条関係))を超えたものは、原則として、商業系許可地域に設置することはできない(以下「屋外広告物規制」という。)

イ もっとも、本件壁画は、法人Aとの協働事業として市が制作したものである。また、その協働事業の目的は、解体予定の藤沢市民会館の外壁を利用した「市民参加型の休館記念事業」として行われるものであり、また、本件壁画の作品内容は、藤沢市にゆかりのあるアーティストによる「まちづくりの歴史と特徴的な風土を表現」したものである。

また、本件壁画を見ても、請求人が主張するような景観法第4条に定める地方公共団体の責務に反する行為と認めることはできない。

ウ したがって、藤沢市屋外広告物条例第8条第1項第2号に定める屋外広告物規制の適用除外事由「国又は地方公共団体が表示し、又は設置する広告物等で公益上必要と認められるもの」に該当することは明らかであるから、屋外広告物規制に違反しておらず、違法又は不当を認めることはできない。

(2) 本件請求のその他の理由

請求人は、ほかにも本件請求の理由として、次の事項を挙げているが、これらは、いずれも法人Aが主体となって本件壁画制作を行ったことを前提とするものであるから、その内容を判断するまでもなく理由がないことは明白

である。

理由② 本件壁画制作において、行政財産の目的外使用許可の手続がとられていなければ違法である。

理由③ 本件壁画の設置につき、法人Aから使用料を取らずに無償使用させていけば、適切な使用料を徴収しない不当な怠る事実がある。

理由④ 本件壁画制作が法人Aの寄附又は寄附的事業として行われている場合、寄附受入手続がとられていなければ違法である。

なお、請求人は、法人A自体がインターネット等によって、本件壁画制作を含むアート事業が同団体の60周年記念イベントとして行われたことを公表していたことを根拠の1つとして提出しているが、調査した結果、提出証拠のチラシ等でも、本件壁画制作については、市及び法人Aの共催事業であることが明記されている。また、他の証拠に照らしても、本件壁画制作は、市と法人Aの共催事業であることは明らかであるから、法人Aが主体となって本件壁画制作を行ったとの前提事実が存しない。

3 結論

よって、本件請求は棄却することとして、監査の結果のとおり判断しました。

以 上